

22 喧嘩両成敗

～戦国大名今川氏の権力～

1 中世における喧嘩

「獄前の死人訴えなくば検断なし」とは中世の法諺で、「牢獄の前に死体が転がっていても、訴える者がいなければ捜査は始まらない」という意味である。中世社会は徹底した自力救済の社会で、私的な怨恨あるいは動産・不動産の所有権をめぐるトラブルの解決方法として喧嘩が行われ、紛争当事者が武士であった場合の喧嘩は当然のことながら合戦となった。家人の私的な喧嘩が、時として主人同士の合戦に発展し大規模な騒擾となることも多かった。

やがて、こうした事態を避けるための慣習が成立した。喧嘩で人が殺された場合に、被害者が加害者に下手人（必ずしも犯人である必要はなく加害者の集団に属する構成員なら誰でもよい）の引渡しを求め、被害者は下手人の顔を見ることによって復讐に代える、という解決方法である。もちろん引き渡された下手人を被害者側が処刑してしまうことも多く、被害者が加害者に犯人の処罰を要求・実行させて合戦を回避するという方法もとられた。

戦国大名のなかには、家中の私的合戦や家人同士の喧嘩から他家との合戦に至ることを避けるため、喧嘩両成敗という法理を家法に採用する者もあらわれた。喧嘩両成敗とは、喧嘩の原因を問わず当事者双方に同等の刑罰（原則として死罪）を課すというものである。

2 私闘・私戦の禁止

喧嘩両成敗は、室町幕府の「故戦防戦の法」にその先駆的形態がみられるとされる。「故戦防戦の法」とは、攻撃を仕掛けた（故戦）側を防戦した側より重めに処罰するというもので、私闘・私戦を行った双方を処罰することで、私闘・私戦を禁止しようとした。

<p>〔史料1〕 一 徳政訴訟事 筑前国人々申、文明元年以来至長門国令渡海之仁、前々米銭借物事、悉不レ可レ返弁之由被レ仰出畢、但号レ取レ返質券之状同質物等、自然及喧嘩鬪論、至レ及国之忿劇者、為不忠族、云米銭主云借人、共以可レ被レ処罪科一者也〔後略〕 〔中世法制史料集〕第三卷武家家法I 51頁</p>	<p>〔史料2〕 一 いつかたにけんくわ候て、ことくしくい、来候とも、たれもかけへからず、如レ此法度をき候所へ、かけきたり、かたんをすへく候哉、又わきより人をあやまるへく候哉、あいてくミニ定候間、おや子親類えんしや成共、其場へまかるへからず 〔中世法制史料集〕第三卷武家家法I 247頁</p>	<p>〔史料3〕 一 喧嘩理非を糺可レ沙汰候、閨本人脇より助力仕候者、先其ものを可レ行罪科候、主儀又ハ本人之為を可レ存之者ハ、無事之調儀、可レ才覚之事、 一 喧嘩仕初候もの、相手むかひ二人之儀当レ之返報仕、可レ相治候、非分之儀申乱候者、子孫共ニ可レ相果候、又其身不レ違候共、相手ニ成、果候者之跡職之儀ハ、領地半分其子ニ可レ遣之事、 〔中世法制史料集〕第三卷武家家法I 313頁</p>
--	---	--

「大内氏壁書」は45条において、米銭の貸借のトラブルから喧嘩に及べば、「国中の忿劇」（国中の騒乱）となり「不忠の族」であるとして、借錢・借米のトラブルは双方ともに罪科に処す

と定めて〈史料1〉、喧嘩禁止を打ち出している。また「結城氏新法度」80条〈史料2〉と「吉川氏法度」18条〈史料3〉は、喧嘩の加勢を禁止して当事者間の決闘のみ認めるとし、同19条〈史料3〉では、喧嘩で死亡した者の領地半分は子どもに与えるなどとしている。これらは、喧嘩禁止の方向を打ち出しつつ、大規模な騒擾を避けるために喧嘩の範囲を当事者間のみ限定するという対処方法をとっている。

一方、「塵芥集」20条〈史料4〉は、喧嘩を仕掛けた側に道理があったとしても、仕掛けた者の落ち度とすると定め、「六角氏式目」12条〈史料5〉では、喧嘩で父あるいは子を討たれたとしても堪忍して六角氏に注進せよと命じ、喧嘩に及んだ場合は攻め掛けた方を非としている。これらは、室町幕府の「故戦防戦の法」と同じく、故戦側の処罰を重くして私闘・私戦を防ごうという規定である。

<p>一 喧嘩闘諍打擲刃傷殺害事、縦雖討レ父討レ子、謹而令_二堪忍_一、可_レ致_二注進_一、隨_二其科_一、早速可_レ被_レ加_二御成敗_一、然而不_レ能_二其儀_一、或令_二相当_一、或帶_二兵具_一寄懸、於_下背_二御法_一族_上者、却而其身可_レ為_二曲事_一、同合力被_二停止_一畢、於_二違背_一族_上者、合力之働隨_二淺深_一、可_レ被_二相計_一事、</p> <p>〔中世法制史料集〕第三卷武家家法Ⅰ 261頁</p> <p>〈史料5〉</p> <p>一 喧嘩に及輩、不_レ論_二理非_一、兩方共に可_レ行_二死罪_一也、將又あひて取かくるといふとも、令_二堪忍_一、刺被_レ疵にをいてハ、事ハ非儀たりといふとも、当座をんひんのはたらき、理運たるへき也、兼又与力の輩、そのしはにをいて疵をかうふり、又ハ死するとも、不_レ可_レ及_二沙汰_一のよし、先年定了、次喧嘩人の成敗、当座その身一人所罪たる上、妻子家内等にかゝるへからず、但しはより落行跡においてハ、妻子其咎かゝるへき歟、雖_レ然死罪迄ハあるへからざるか、</p> <p>〔静岡県史〕資料編7中世三 326頁</p> <p>〈史料6〉</p>	<p>一 けんくわこうろん闘諍のうへ、りひひろうにあたハす、わたくしに人の在所へさしかくる事、たとひしこくのたうりたりといふとも、さしかけ候かたのをつとたるへし、</p> <p>〔中世法制史料集〕第三卷武家家法Ⅰ 140頁</p> <p>〈史料4〉</p>
---	--

3 喧嘩両成敗の定立

これらに対して、典型的な喧嘩両成敗を規定したのが「今川仮名目録」である。「今川仮名目録」は8条〈史料6〉において、喧嘩を行った者は理由を問わず双方死罪に処すと明確に規定している。喧嘩両成敗は、自力救済による私闘・私戦を否定して、紛争の調停を大名権力の下に一元化し、その裁判権に服させることを目的として定められた。多くの戦国大名が、中世社会の通念であった自力救済を否定する方向に向かいつつ、なかなかこれを克服できなかったのに対して、今川氏が自力救済を分国法において完全に否定したことは、今川氏の戦国大名としての権力の強さを物語っている。

なお、喧嘩両成敗のような法理が人々に受け入れられていった理由として、「折中の法」という考え方が指摘されている。紛争当事者のいずれにも理非は認められるので、解決方法として両者の主張の間をとるというものである。

〈参考文献〉

勝俣鎮夫「戦国法」(『岩波講座 日本歴史』8 中世4)

『中世法制史料集』第三卷武家家法Ⅰ

『静岡県史』通史編2 中世